

## ■インドネシア法整備支援第6回本邦研修

平成29年11月24日（金）から同年12月1日（金）までの間、東京において、「インドネシア法整備支援第6回本邦研修」を、インドネシア法務人権省法規総局（日本の内閣法制局等に相当。）の職員等14名を対象に実施しました。

現在、インドネシアのプロジェクトでは、インドネシアの法令の整合性を確保するための執務参考資料の作成、ビジネス関連法令の整合性に関する調査等の活動を行っています。

法規総局からは、上記執務参考資料作成の参考とするために、日本における法制執務について知見の提供を求められました。また、インドネシアの株式会社法は、取締役会、株主総会、監査役等の規定に不備が多く、これが企業活動を妨げる要因の一つとなっているところ、現在、インドネシアでは、これらの点を是正すべく株式会社法の改正作業を行っており、法規総局から、日本における会社法の役割や制度等についての知見の提供を求められました。

そのため、これらに関する知見を提供することなどを目的として、本研修を実施しました。



【内閣法制局近藤正春次長表敬訪問】

内閣法制局を訪問し、同局近藤正春次長を表敬訪問し、その後、木村陽一総務主幹から、日本における法制執務について説明を受け、意見交換を実施しました。



【刑事局刑事法制管理官榎局付による講義】

刑事局刑事法制管理官の榑清隆局付から、日本における刑事罰と行政罰の定め方について講義を受けました。



**【徳本穰教授による講義】**

筑波大学大学院において、商法や会社法をご専門とする徳本穰企業科学専攻長・教授から、日本における会社の形態・コーポレートガバナンスなどについて講義を受けました。

本研修では、講義・意見交換を通じて、研修員に日本の知見を提供し、また、研修員が積極的に発言・質問をするなど、充実した研修となりました。